

申2号「就業規則の改正等について」団体交渉を行う！ その5

10. パート社員の超勤単価見直し目的および現時点でのパート社員の人数と超勤実績を明らかにすること。

《会社》パート社員の働きがいのさらなる向上や人材確保・定着を図る観点から超勤単価の見直しを図るものである。

《組合》パート社員は240名いるというが、定着率は悪いということか。

《会社》そうではない。定着率は出していないが、必要があって通勤・通学時間帯のお客さま案内等で雇用している。人を確保すること、雇った方にはきちんと働いていただくことを目指している。そういう意味で単価を見直した。

11. 静養休暇の見直し理由を明らかにすること。

《会社》嘱託社員及び契約社員の働きがいのさらなる向上や人材確保・定着を図る観点から見直しを図るものである。

《組合》人材確保と定着を図るために見直すのか。

《会社》社員が2日の有給であった。現状は、嘱託・契約社員の方は60歳以上の男性しかいないが、制度として整えるために見直しをする。

12. 契約社員に支給する手当名称の見直し理由および支給する管理手当（仮称）および職務手当の金額について明らかにすること。

《会社》管理等の業務及びスーパーバイザーの業務に従事することに対する手当であることを明確にするために手当名称の変更を行うものである。なお、金額に関する変更はない。

《組合》金額に関する変更がないということだが、現時点の金額はいくらか。

《会社》管理は15,000円もしくは10,000円、スーパーバイザーは10,000円である。

《組合》今回、手当の名称の見直しを行う理由は何か。

《会社》調整手当では不明確だった為、何に対しての手当なのか名称変更で明確にした。